

建設工事の主任技術者の専任に係る取扱いについて

平成 26 年 5 月 7 日

沼 津 市

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下、「法」という。）第 26 条、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下、「令」という。）第 27 条により建設工事の現場におくこととされている主任技術者又は監理技術者のうち、主任技術者については、下記のとおりとします。

記

1 令第 27 条第 2 項の取り扱いについて

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施行にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、該当すると判断します。

(2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件とします。

(3) (1) 及び (2) の適用にあたっては、法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏がない場合のみとします。（低入札価格調査制度の対象となる案件で調査基準価格を下回る入札を行った場合は、この措置の対象とはなりません。）

2 手続

主任技術者を兼任しようとする場合は、当該工事の監督員及び兼任する他の工事の監督員と協議し、その承諾を得た上で、契約時に主任技術者兼任届出書を総務課に提出してください。

3 適用期間

平成 26 年 5 月 7 日から契約を行う建設工事に適用します。

主任技術者兼任届出書

主任技術者氏名		連絡先	
兼任する工事 1	工事番号・工事名		
	工事箇所		
	工 期	平成 年 月 日～ 年 月 日	
	請負金額（税込み）		
	発注課名		
	監督員氏名		確認印
兼任する工事 2	工事番号・工事名		
	工事箇所		
	工 期	平成 年 月 日～ 年 月 日	
	請負金額（税込み）		
	発注課名		
	監督員氏名		確認印

主任技術者を兼任するので、上記のとおり通知します。

平成 年 月 日

発注者 沼津市長 様

住 所

受注者 商号又は名称

氏 名